

別紙

平成12年7月3日付課法2-10ほか3課共同「法人の青色申告の承認の取消しについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>標題のことに付いて、法人税法（以下「法」という。）第127条第1項（法第146条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用に關し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） （省略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （省略）</p> <p><b>2 税務署長の指示に従わない場合における青色申告の承認の取消し</b> 帳簿書類の備付け等について、法人が法第126条第2項の規定による税務署長の指示に従わない場合には、法第127条第1項第2号の取消事由に該当することとなるが、この場合、当該指示に係る事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。 なお、指示に従わない場合には、青色申告の承認の取消事由に該当する旨を告げて、当該指示に応ずるようその説得に努め、その上でなお指示に従わない場合にその承認を取り消すものとする。</p> <p><b>3 隠蔽又は仮装の場合等における青色申告の承認の取消し</b> （青色申告の承認を取り消す場合）</p>	<p>標題のことに付いて、法人税法（以下「法」という。）第127条（第146条において準用する場合を含む。以下同じ。）第1項の規定の適用に關し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） （同左）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （同左）</p> <p><b>2 税務署長の指示に従わない場合における青色申告の承認の取消し</b> 帳簿書類の備付け等について法人が法第126条第2項の規定による税務署長の指示に従わない場合には、法第127条第1項第2号の取消事由に該当することとなるが、この場合、当該指示に係る事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。 なお、指示に従わない場合には、青色申告の承認の取消事由に該当する旨を告げて、当該指示に応ずるようその説得に努め、その上でなお指示に従わない場合にその承認を取り消すものとする。</p> <p><b>3 隠蔽又は仮装の場合等における青色申告の承認の取消し</b> （青色申告の承認を取り消す場合）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 青色申告の承認を受けている法人（以下「青色申告法人」という。）につき、次のいずれかに該当する場合には、(5)の場合を除き、法第 127 条第 1 項第 3 号の規定によりその該当することとなった事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>（注） （省略）</p> <p>（修正申告等があった場合の取消し）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（更正所得金額等）</p> <p>(3) (1)のイ又はロの取扱いを適用する場合において、その事業年度の所得金額の計算上に掲げる金額があるときは、これらの取扱いにおける更正所得金額又は申告欠損金額は、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>イ 法第 57 条の規定による青色申告法人に係る繰越欠損金の金額 当該金額の損金算入をしないで計算した金額</p> <p>ロ 青色申告法人に限り損金算入をすることができる金額(イの繰越欠損金の損金算入額を除く。) 当該金額の損金算入をしたものとして計算した金額</p> <p>（再更正を行った場合の取消基準の適用）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>（適正申告の申出等があった場合の取消しの見合せ）</p> <p>(5) (1)のイ又はロに該当する場合であっても、その事業年度開始の日前 7 年以内に開始した各事業年度につき次のいずれの要件も満たし、かつ、今後適正な申告をする旨の当該法人からの申出等があるときは、青色申告の承認の取消しを見合わせる。</p>	<p>(1) 青色申告の承認を受けている法人につき、次のいずれかに該当する場合には、(5)の場合を除き、法第 127 条第 1 項第 3 号の規定によりその該当することとなった事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>（注） （同左）</p> <p>（修正申告等があった場合の取消し）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（更正所得金額等）</p> <p>(3) (1)のイ又はロの取扱いを適用する場合において、その事業年度の所得金額の計算上に掲げる金額があるときは、これらの取扱いにおける更正所得金額又は申告欠損金額は、それぞれ次に掲げる金額による。</p> <p>① 法第 57 条の規定による青色申告法人に係る繰越欠損金の金額 当該金額の損金算入をしないで計算した金額</p> <p>② 青色申告法人に限り損金算入をすることができる金額(①の繰越欠損金の損金算入額を除く。) 当該金額の損金算入をしたものとして計算した金額</p> <p>（再更正を行った場合の取消基準の適用）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>（適正申告の申出等があった場合の取消しの見合せ）</p> <p>(5) (1)のイ又はロに該当する場合であっても、その事業年度前 7 年以内の各事業年度につき次のいずれの要件も満たし、かつ、今後適正な申告をする旨の当該法人からの申出等があるときは、青色申告の承認の取消しを見合わせる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ 青色申告の承認取消処分を受けていないこと。</p> <p>ロ 既往の調査に係る不正所得金額又は不正欠損金額が 500 万円に満たないこと。</p> <p>(2 期以上同時処理の場合の取消基準)</p> <p>(6) 2 期以上の各事業年度について同時処理をする場合において、(1)から(4)までの取扱いは、その同時処理をした各事業年度ごとに判定するのであるが、(5)のイ及びロの要件を満たすか否かに係る取扱いの適用については、当該同時処理をした事業年度のうち最後の事業年度開始の前日 7 年以内に開始した各事業年度において当該イ及びロに掲げる要件を満たすか否かにより判定する。</p> <p>(取消年度前の事業年度の青色申告の取消し)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>4 無申告又は期限後申告の場合における青色申告の承認の取消し</p> <p>法第 127 条第 1 項第 4 号の規定による取消しは、2 事業年度連続して<u>その提出期限内に法第 74 条第 1 項の規定による申告書の提出がない場合</u>に行うものとする。この場合、当該 2 事業年度目の事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。</p> <p>5 相当の事情がある場合の個別的な取扱い</p> <p>青色申告の承認の取消しは、青色申告制度の趣旨から真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められる場合に行うものであるから、次に掲げる事情があるものについては、3(1)若しくは(5)又は 4 にかかわらず、所轄国税局長と協議の上その事案に応じた処理を行うものとする。</p> <p>(1) 3(1)により青色申告の承認の取消しをすべき事実がある場合(3(5)によりその取消しをしない場合を除く。)又は 4 に該当する場合においても、役員</p>	<p>① 青色申告承認取消処分を受けていないこと。</p> <p>② 既往の調査に係る不正所得金額又は不正欠損金額が 500 万円に満たないこと。</p> <p>(2 期以上同時処理の場合の取消基準)</p> <p>(6) 2 期以上の各事業年度について同時処理をする場合において、(1)から(4)までの取扱いは、その同時処理をした各事業年度ごとに判定するのであるが、(5)の①及び②の要件を満たすか否かに係る取扱いの適用については、当該同時処理をした事業年度のうち最後の事業年度前 7 年以内の各事業年度において当該①及び②に掲げる要件を満たすか否かにより判定する。</p> <p>(取消年度前の事業年度の青色申告の取消し)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>4 無申告又は期限後申告の場合における青色申告の承認の取消し</p> <p>法第 127 条第 1 項第 4 号の規定による取消しは、2 事業年度連続して<u>期限内</u>に申告書の提出がない場合に行うものとする。この場合、当該 2 事業年度目の事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。</p> <p>5 相当の事情がある場合の個別的な取扱い</p> <p>(同左)</p> <p>① 3(1)により青色申告の承認の取消しをすべき事実がある場合(3(5)によりその取消しをしない場合を除く。)又は 4 に該当する場合においても、役員</p>

改 正 後	改 正 前
<p>その他相当の権限を有する地位に就いている者が知り得なかったこともやむを得ないと認められるなどその事実の発生について特別な事情があり、かつ、再発防止のための監査体制を強化する等今後の適正な記帳及び申告が期待できるなど、取消しをしないことが相当と認められるもの</p> <p>② 3(1)若しくは4に該当しない場合又は3(5)に該当する場合においても、二重帳簿を作成する等の方法により計画的に取引の一部を正規の帳簿に記載していない、直前の調査において3(5)の申出等を行った後も引き続き取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して帳簿書類を作成している、3(1)又は(5)の取消しに係る形式基準を回避するために当該基準を僅かに下回る過少申告を毎事業年度継続して行っている等、当該法人の帳簿書類の記録の状況、申告書の提出状況等からみて法第127条第1項第3号又は第4号の規定により取消しをすることが相当と認められるもの</p>	<p>その他相当の権限を有する地位に就いている者が知り得なかったこともやむを得ないと認められるなどその事実の発生について特別な事情があり、かつ、再発防止のための監査体制を強化する等今後の適正な記帳及び申告が期待できるなど、取消しをしないことが相当と認められるもの</p> <p>② 3(1)若しくは4に該当しない場合又は3(5)に該当する場合においても、二重帳簿を作成する等の方法により計画的に取引の一部を正規の帳簿に記載していない、直前の調査において3(5)の申出等を行った後も引き続き取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して帳簿書類を作成している、3(1)又は(5)の取消しに係る形式基準を回避するために当該基準を僅かに下回る過少申告を毎事業年度継続して行っている等、当該法人の帳簿書類の記録の状況、申告書の提出状況等からみて法第127条第1項第3号又は第4号の規定により取消しをすることが相当と認められるもの</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (同左)</p>
<p><b>7 通算法人等に係る取扱いの適用</b></p> <p><u>1から6までの取扱いは、通算法人に係る法第127条第3項又は通算法人であった内国法人に係る同条第4項の規定により読み替えて適用する場合の同条第1項の規定の適用に当たっても、同様とする。この場合において、その取消しの効力又は遡って取り消す事業年度は、同条第3項又は第4項の規定により読み替えられた同条第1項に規定するところによるほか、次に掲げる取扱いの適用に当たっては、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>2の取扱い</u></p> <p><u>この取扱い中の「第126条第2項の規定による税務署長の指示」には、同条第3項の規定による国税庁長官又は国税局長の指示を含む。</u></p> <p>(2) <u>3(3)の取扱い</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>この取扱い中の「次に掲げる金額」及び「次に定める金額」は、それぞれ次に掲げる金額及び次に定める金額による。</p> <p>イ <u>法第57条第1項、第64条の5第1項及び第3項、第64条の7第6項並びに第64条の8の規定による損金算入額又は益金算入額</u> これらの損金算入額又は益金算入額の損金算入又は益金算入をしないで計算した金額</p> <p>ロ <u>青色申告法人に限り損金算入をすることができる金額(イに定める損金算入額を除く。)</u> <u>当該金額の損金算入をしたものとして計算した金額</u></p>	